



## 知的財産法体制の概要 サウジアラビア

### 1 国家構成

サウジアラビア王国（**サウジアラビア**）は 1932 年に建国されました。サウジアラビアの法的枠組みの基準となる法律は、コーラン（預言者ムハンマドの啓示 - 「彼に平安あれ」）とスンナ（預言者ムハンマドの言行と範例の記録 - “PBUH”）の二つの主要法源から成るイスラム法（シャリーア）に基づいています。

サウジアラビア政府は、シャリーア法を補足する必要が生じた場合、勅令あるいは省令など、適宜特定の法律および法規を發布します。シャリーア法とサウジアラビア政府による法律あるいは法規が矛盾する場合、通常シャリーア法が優先されます。サウジアラビア政府の法律あるいは法規が定めない事柄に関しては、イスラム法の関連規則が適用されます。過去の判例を有効とする決まりはありません。

### 2 知的所有権に関する協定

サウジアラビアは、下記の世界知的所有権機関条約に加盟しています：

- 工業所有権保護に関するパリ条約（2004 年 3 月 11 日加盟）
- 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（2004 年 3 月 11 日加盟）

サウジアラビアは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する二一ス協定に加盟していませんが、

その国際分類第 8 版<sup>1</sup>の方針を採用しています。

またサウジアラビアは、下記の協定にも加盟しています：

- WTO
- 知的所有権の貿易に関連する協定 ( TRIPS ) ( 2005 年 12 月 11 日加盟 )
- 湾岸協力会議 ( 1992 年 12 月設立 )

またサウジアラビアは、特許協力条約 ( PCT ) への加盟へ向けて手続きを進行中です。

### 3 知的所有権に関する法律

サウジアラビアは、知的所有権を取り扱う特定の法律を制定しています：

- 著作権および関連権利の保護に関する法律 ( 2003 年勅令 M/41 号 )
- 商標に関する法律 ( 2003 年勅令 M/5 号 )
- 特許、半導体集積回路配置、植物品種、産業モデルに関する法律 ( 2004 年勅令 M/27 号 )
- 2010 年商号法

### 4 商標

(a) **保護および権利：** 商標は、申請日から、ヒジュラ暦で 10 年 ( およそ西暦 9 年 8 ヶ月 ) 保護され、登録期間の最終年およびその後 6 ヶ月以内に更新することで、10 年間 ( ヒジュラ暦 ) の登録を延長できます。 商標権は、最初の商標登録申請から 6 ヶ月以内に請求することができます。

(b) **登録：** 商標登録は、商務省の商標局に申請します。同局は、審査の上、登録の可否を決定します。登録申請は、一分野、一つの商標に限られます。商標局は、申請日から 60 日以内に、商標の登録可否を決定しますが、実際には、必ずしもこの期限が守られるわけではありません。商標登録申請が棄却された場合、申請者は、棄却通知日から 60 日以内に同省へ異議を申し立てることができます。異議申し立てが棄却された場合、棄却通知日から 30 日以内に、

---

<sup>1</sup> これは、最新の二一ス国際分類ではありません。他の国では、二一ス国際分類第 10 版が 2012 年 1 月に施行されました。サウジアラビアは、現在も第 8 版を採用していますが、アルコール関連商品およびサービスの禁止など、現地の必要性に応じて変更されています。

苦情処理委員会に不服を申し立てることができます。この申し立てが認められた場合、申請者は 90 日以内に通知を受け、商標の告知を商標局に提出した上で、官報にその告知を掲載することができます。掲載費用は申請者が負担します。商標登録に反対する者は、官報での告知日から 90 日以内に、苦情処理委員会に反論を提出しなければなりません。反対者がいない場合、登録料を支払った上で、商標の登録がなされ、登録商標となります。申請者には登録証明が与えられます。

- (c) **不使用**： 商標登録の申請あるいは更新に際し、商標の使用を裏付ける証拠の提出は求められません。しかし、5 年間継続して商標が使用されなかったことを裏付ける証拠があれば、第三者は商標登録の解除を申請することが可能です。登録の解除は官報で公表されます。
- (d) **ライセンス**： 商標の使用ライセンスは、文書化および認証の上で、個人あるいは法人に与えることができます。ライセンスは、商標保護期間を超えて使用することはできません。またライセンスは、商務省に登録し、登録証明原本にも記録する必要があります。ライセンス契約は、商標局が作成する告知により官報で公表されます。この費用は申請者が負担し、そのコピーを商標局に提出しなければなりません。ライセンスは、登録後、第三者に対し効力を生じます。
- (e) **侵害と罰則**： 商標の偽造、模倣、無許可の使用、商標のついた商品の販売を行なった場合、1 年以上の禁固刑および / あるいは SAR50,000 ( US\$13,350 ) から SAR1,000,000 ( US\$266,700 ) の罰金が課されます。信仰を侵害する未登録の商標を使用する者、公の秩序と道徳に反する者、公式標識を使用する者、サウジアラビアあるいは互恵協約を結ぶ国が所有権を有する象徴を使用する者、不正な商標の表示、商標が登録されているものと誤解を招く表記を行なう者には、3 ヶ月から 1 年の禁固刑および / あるいは SAR 20,000(US\$5,350) から SAR250,000 (US\$ 66,700)の罰金が課されます。犯行を繰り返す者には、二倍の罰則が課され、15 日から 6 ヶ月間の営業停止が命ぜられます。

## 5 著作権

- (a) **保護：** 著作権は、著作者の生存期間および死後 50 年間保護されます。共同制作の著作権は、著作者の生存期間および全ての著作者の死後 50 年間保護されます。サウジアラビア国外で製作されたサウジ人の著作者による著作物は、国際条約に従い保護されます。音源、映像、コンピュータープログラム、映画、集合著作物の場合、保護期間は、最初に公表された時点から開始します。絵画および写真の保護期間は、公表日から 25 年間です。
- (b) **著作物の種類：** 著作権の保護は、書物、絵、講演、演劇、写真、コンピュータープログラム、芸術作品、地図、設計を含む全ての文学著作物、学術著作物、芸術著作物に与えられます。しかし、新聞、雑誌、定期刊行物、ニュースなどの掲載物は保護の対象となりません。
- (c) **所有権：** 著作者とは、著作物の制作者を指します。複数の個人が著作物の制作に貢献し、それぞれの貢献を分割することが不可能な場合、特別な合意のない限り、制作に関わる者全てが共同制作者とみなされます。集合著作物に関し、複数の個人が制作に関わり、それぞれの貢献を分割できる場合、制作関与者それぞれが、その貢献に対し著作権を有します。しかし所有権は、集合著作物の指揮監督を行った個人あるいは法人にあるとされます。
- (d) **譲渡：** 著作権は、相続あるいは合法的売却により譲渡可能です。ただし、譲渡される権利を書面で明確にすることを前提とし、その譲渡期間、実施場所に限り、権利が有効とされます。
- (e) **登録：** サウジアラビアでは、著作権を登録する必要はありません。
- (f) **侵害と罰則：** 著作権の侵害は、警告、6 ヶ月以下の禁固刑、最高 SAR26,000 (US\$66,700) の罰金、営業停止、全ての複製の没収のうちいずれか一つ、あるいは複数の罰則の対象となります。

## 6 特許および産業モデル

- (a) **保護および権利：** 特許の登録は、アブドゥル・アジズ王科学技術都市の特許総局（特許局）に申請します。発明は、

新しく独創的なものであり、工業上の利用性があるか否かが審査されます。産業デザインは、新しく独創的なものであり、既存のデザインと区別できる特徴を持つかが審査されます。申請は、申請日から 18 ヶ月以内に、料金の納付後、特許局により公表されます。申請は、手続き上、また、その内容について審査されます。特許が必要条件を満たす場合、特許局は、特許の保護を認める公文書を発行します。申請が棄却された場合、申請者にその旨通知されます。特許権は、最初の登録申請日から 12 ヶ月以内に、産業デザイン権は、最初の登録申請日から 6 ヶ月以内に請求することができます。特許は、申請日から 20 年間、工業デザインは、申請日から 10 年間、保護されます。特許保護期間中、毎年、申請日に年間特許料を支払う必要があります。

- (b) **所有権**： 発明者とは、発明の所有者を指します。発明者が被雇用者の場合、特別な合意がない限り、雇用者がその発明の所有者とみなされます。
- (c) **不使用**： 特許の所有者がその発明を利用しない場合、第三者は、特許権を行使するために必要なライセンスを求め、申請することができます。ライセンスは、申請日から 4 年間、または登録日から 3 年間、いずれかより長い期間、有効とされます。ただし、必要とされる諸条件を満たすことを前提とします。
- (d) **譲渡およびライセンス**： 特許および産業モデルは譲渡およびライセンスによる使用が可能です。譲渡は、書面にて行い、当事者の署名と、特許局が認可する機関による承認を必要とします。譲渡およびライセンスは、特許局への登録を必要とし、特定の料金を支払った上で、第三者に対し有効となります。
- (e) **侵害と罰則**： 特許の不正使用を防ぐために、委員会は、最高 SAR100,000 (US\$26,700)の罰金を命ずることができます。犯行が繰り返された場合、二倍の罰金が課されます。委員会が、禁固刑を適切な罰則と判断する場合、苦情処理委員会に見解を仰ぎます。これら決定は、官報、広報、新聞二紙に掲載されます。特許あるいは産業デザインのいかなる侵害も、過去の罰則にかかわらず、最高 SAE50,000 (US\$13,350)の罰金の対象となります。

\* 通貨の換算は、下記日付の為替レートに基づきます。換算額は概算です。

**Key contacts**

**Rob Deans, Partner**  
 Dubai, UAE  
 rob.deans@clydeco.com

**Takamasa Makita, Legal Director**  
 Dubai, UAE  
 takamasa.makita@clydeco.com

**Jon Parker, Head of Trade Marks**  
 Dubai, UAE  
 jon.parker@clydeco.com

Clyde & Co accepts no responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this summary. No part of this summary may be reproduced in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Regulated by the Solicitors Regulation Authority. Qatar Financial Centre Branch licensed by the QFCA. DIFC office registered with the DFSA. Abdulaziz A. Al-Bosaily Law Office in association with Clyde & Co LLP is licensed in Riyadh - see [www.albosailylawoffice.com](http://www.albosailylawoffice.com) for licence detail.

© Clyde & Co LLP 2013

**Contact Offices**



**Dubai**  
 Tel: +971 4 384 4000  
 Fax: +971 4 384 4004

**Abu Dhabi**  
 Tel: +971 2 644 6633  
 Fax: +971 2 644 2422

**Doha**  
 Tel: +974 4496 7434  
 Fax: +974 4496 7412

**Riyadh\***  
 Tel: +966 1 200 8817  
 Fax: +966 1 200 8558

**Tripoli**  
 Tel: +218 21 335 1433

LLP offices and associated\* offices:  
 Abu Dhabi Belgrade\* Caracas Dar es Salaam\* Doha Dubai Guildford Hong Kong London Montréal Moscow Mumbai\*  
 New Delhi\* New Jersey New York Paris Piraeus Rio de Janeiro Riyadh\* San Francisco Shanghai Singapore  
 St Petersburg\* Toronto

LLP offices and associated\* offices:  
 Abu Dhabi Belgrade\* Caracas Dar es Salaam\* Doha Dubai Guildford Hong Kong London Montréal Moscow Mumbai\*  
 New Delhi\* New Jersey New York Paris Piraeus Rio de Janeiro Riyadh\* San Francisco Shanghai Singapore  
 St Petersburg\* Toronto